

緊急事態を想定した避難施設(シェルター)
の確保に関する基本方針について

令和8年3月
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付

シェルター基本方針(概要)

本文書の名称

「緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針」

制定根拠・形式等

「国民の保護に関する基本指針」(H17.3閣議決定)に基づき、今回新たに閣議決定

国家安全保障戦略、骨太の方針なども踏まえたものとして策定(「基本的考え方」(※)を発展的に継承)

このため、併せて「国民の保護に関する基本指針」も変更

※ 「武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る基本的考え方」(R6.3)
内閣官房、内閣府、消防庁、経済産業省、国土交通省、防衛省 連名

方針のポイント

都道府県単位

公共施設中心

夜間人口をベース

国民保護制度だけでの取組

地上施設が多い

市区町村
単位

官民連携の推進
(民間施設の活用、民の取組の奨励・促進)

昼間人口を
視野に

自然災害対策との連携
(デュアルユース)

地上・地下ともに
指定促進

【きめ細やかな指定促進】

- R8～12においては、地域の特性や実情に配慮しつつ、市区町村単位の人口カバー率100%を目標とする
- あわせて、市区町村単位での昼間人口カバー率100%を目指す

【官民連携の推進(民の取組の奨励・促進等)】

- 地上施設に加え、地下駅舎、地下街、大規模建築物の地下駐車場などの民間の既存の地下施設を、シェルターとして確保

※ 地下駅舎、地下街、大規模建築物の地下駐車場等は面的につながっていることも多い。

※ 一定の規模以上の建築物については、駐車施設が併設されている。

- 危機管理投資の一環として、「令和の国土強靱化対策」などと連携し、滞在機能などの充実(※)を促進

※ 水、食料、簡易ベットなどの備蓄等により、数日間の滞在を可能とする。

- あわせて、大規模建築物の容積率の緩和等の奨励策を検討
- 事業者に対する表彰などにより、民間の取組や投資を後押し

【デュアルユースの推進】

- 「帰宅困難者対策の一時滞在施設」などと「緊急一時避難施設」との「デュアルユース」を推進し、武力攻撃事態等から自然災害に至るあらゆる緊急事態にシームレスに対応

【最善の避難行動の普及促進】

- 民間の防災アプリ等との情報連携など、国民が的確かつ迅速な避難行動に結びつけられる情報発信を展開

【調査・研究の加速・深化等】

- イスラエルなど諸外国の取組を参考に、地下・地上施設とも活用して確保に取り組む
- 核攻撃等のより過酷な攻撃によるものに対応するシェルターについても調査・研究を深化
- シェルターの技術的な仕様や定義・名称のほか、優先して取り組むべき地域等について1年後を目途に整理

※ これらのほか、引き続き、先島諸島の5市町村での特定臨時避難施設の整備を着実に推進

シェルター基本方針(抜粋)

第3章 シェルター確保の推進に関し当面講ずべき措置

1. 全国的な緊急一時避難施設の指定促進

(略) また、自然災害時との避難施設のデュアルユースを推進する観点から、帰宅困難者対策の一時滞在施設となっている民間施設について、民間事業者・施設管理者の理解や協力、参画を丁寧にながら、緊急一時避難施設としての指定を進める。あわせて、緊急一時避難施設となっている民間施設については、帰宅困難者対策の一時滞在施設に関する協定の締結など、大規模地震や遠地津波等の自然災害時にも利用できる態勢づくりを進める。(略)

3. 自然災害時との避難施設のデュアルユースと官民連携の取組の具体化

内閣官房の総合調整の下、消防庁、内閣府、国土交通省等の関係府省庁において、地方公共団体、民間事業者・施設管理者、業界団体等と連携し、武力攻撃事態等や大規模自然災害などの緊急事態に関する知見や課題等の共有を進め、緊急一時避難施設の具体的な運用面の課題の検討・整理を着実に実施し、社会全体として「自ら助かる」行動や「共に助かる」行動を適切に組み合わせながら、必要な施策の検討を進める。

この点、特に、自然災害時の帰宅困難者対策のための一時滞在施設の確保の取組は、緊急一時避難施設の確保の取組と、その課題も含めて比較的親和性が高いと考えられる。事前防災の観点も含め、相乗効果が期待できる施策も念頭に置きながら取組を進める。

また、内閣府等の関係府省庁の防災に関する表彰制度を始めとする各種ソフト施策について、国民保護に関する取組も対象とするなど、自然災害時との避難施設のデュアルユースを推進する環境整備に取り組む。

あわせて、主要駅や大規模建築物等の地下空間、地下駅舎・地下街・地下道・地下駐車場等の既存の地下施設の活用など、緊急一時避難施設や帰宅困難者対策の一時滞在施設の確保に向け、民間事業者・施設管理者の様々な課題やコスト、リスクを最小化し、その取組を後押しする奨励・促進策を多角的に検討し、民間事業者・施設管理者が自発的かつ主体的に参画できる環境整備に取り組む。

(略)